

# 総務委員会資料

教 育 委 員 会

令和6年1月12日

## 1. 報告事項

- (1) 教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査結果について … P 1
- (2) 教職員の働き方改革「共同メッセージ」について … P 7
- (3) 令和7年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて… P 10
- (4) 教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けた総合対策について … P 13
- (5) 江津地域の今後の県立高校の在り方について … P 15
- (6) 令和6年3月高校卒業予定者の就職内定状況（12月）について … P 18
- (7) 中高生の全国スポーツ大会等での活躍について … P 19
- (8) 島根県指定文化財の指定について … P 21



## 教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査結果について

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

教職員の働き方改革における効果的な方策立案等に資するため

#### (2) 対象校

市町村立小学校 20 校及び中学校 10 校、県立高等学校 6 校及び特別支援学校 2 校の計 38 校（抽出）

#### (3) 対象者・回答数

校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭・講師、養護教諭等、栄養教諭等、事務職員、寄宿舎指導員等、実習助手（常勤かつ本務職員に限る）

1,005 名が回答（一部、無効回答有）

#### (4) 調査内容

- ・ ワーク・ライフ・バランスに係る意識
- ・ 勤務日 5 日間の休憩時間の状況
- ・ 週休日を含めた 1 週間の持ち帰り仕事の状況

#### (5) 調査方法

令和 5 年 9 月から 11 月の間、各対象校で任意に定めた 1 週間における上記(4)の実態を、教職員が個別に、所定の調査様式に記入する形式

### 2 今年度のワーク・ライフ・バランスに係る意識

#### (1) ワーク・ライフ・バランスの肯定的回答※（令和 5 年度）

※ 「肯定的回答」は、ワーク・ライフ・バランスが「取れている」又は「どちらかというと取れている」回答を合わせた数

##### ① 全校種

令和 5 年度 58.8% 〈R4 : 53.7%、R3 : 43.2%、R2 : 64%、R1 : 57%、H30 : 45%〉

##### ② 校種別、年齢別、職別、学級担任有無別

校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全校種
肯定的回答	59.8%	47.7%	57.0%	69.4%	58.8%

年齢別	30 才以下	31～40 才	41～50 才	51～60 才	61 才以上
肯定的回答	63.2%	53.6%	60.2%	57.2%	63.3%

職別	校長	副校長・教頭	主幹教諭	教諭・講師	養護教諭等
肯定的回答	84.9%	37.3%	61.5%	53.8%	80.9%

職別	栄養教諭等	事務職員	寄宿舎指導員等	実習助手等
肯定的回答	62.5%	82.2%	100.0%	68.8%

学級担任	担任有	担任無
肯定的回答	50.8%	66.5%

- ・ 職別でばらつきが大きく、特に副校長・教頭の肯定的回答が低い。
- ・ 学級担任でない者の方が、学級担任に比べ肯定的回答が 15.7 ポイント高い。

(2) ワーク・ライフ・バランスの阻害要因（全校種、校種別）

ワーク・ライフ・バランスが「どちらかというと取れていない」又は「取れていない」と回答した者において、その阻害要因を尋ねた（複数回答可）。

要 因	全校種 (割合)	校種別（上位5位）			
		小学校	中学校	高等 学校	特別支 援学校
学習指導・学習内容の対応	①16.1%	①17.8%	④13.0%	②15.0%	①21.0%
校務分掌業務	②15.3%	②17.1%	②13.8%	③14.6%	②16.0%
児童生徒支援、特別支援対応	③12.5%	③16.2%	③12.6%	⑤ 9.4%	⑤ 8.7%
校務に係る事務作業（会計、文書作成等）	④11.7%	④12.2%	⑤ 9.8%	④11.8%	③15.1%
部活動に係る業務	⑤ 9.6%		①15.4%	①19.9%	
保護者対応	⑥ 7.6%				
教員欠員による業務負担	⑦ 7.1%				
教育委員会からの調査・照会等業務	⑧ 6.2%	⑤10.1%			
ICT活用、タブレット端末等の対応	⑨ 5.1%				
私生活上の要因	⑩ 4.4%				④10.0%
感染症に係る対応	⑪ 1.5%				
その他	⑫ 2.9%				

(注)「%」は全回答に占める割合。丸数字は、全校種又は当該校種での順位

3 休憩時間の状況について

- ・ 休憩時間の割振りは、教職員の服務監督権者である教育委員会（例：県立学校の場合は県教育委員会）に権限があるが、多くの場合、教職員を直接監督する校長への委任・専決事項となっている。
- ・ 学校によって設定している時間帯は異なり、多くの場合、授業日と夏季休業等の長期休業中の勤務日で設定を変えて運用（例：「授業日は1回目の休憩時間を13:05から13:35、2回目を16:00から16:30と分割。長期休業中は12:00から13:00の1時間で設定」）

(1) 全校種、校種別の休憩時間の取得状況

勤務日（5日）の 休憩の状況	全校種		校種別			
	人数	割合	小学校	中学校	高等 学校	特別支 援学校
全て休憩できた	176	18.0%	10.8%	11.5%	33.2%	21.1%
一部休憩できなかった	551	56.4%	48.7%	59.0%	53.7%	65.2%
全く休憩できなかった	250	25.6%	40.5%	29.5%	13.1%	13.7%
計	977	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 5日間ともに「全く休憩できなかった」と回答した職別の割合

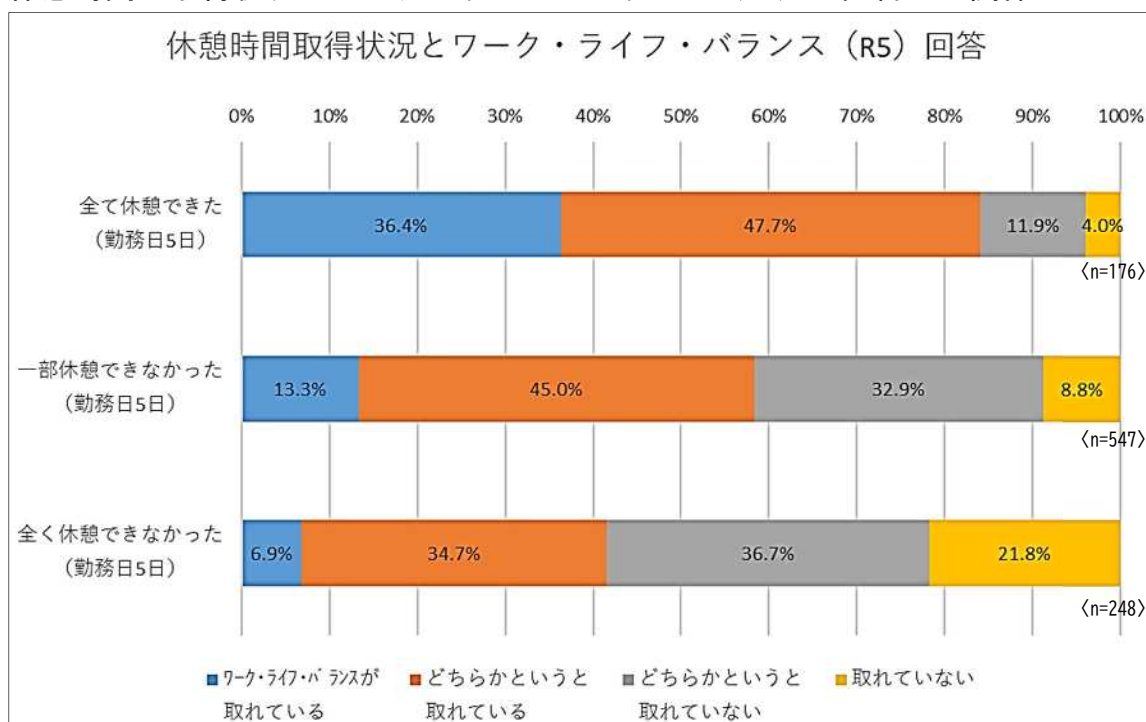
職別	校長	副校長・教頭	主幹教諭	教諭・講師	養護教諭等
割合	6.1%	15.9%	33.3%	29.4%	16.3%
職別	栄養教諭等	事務職員	寄宿舎指導員等	実習助手等	
割合	25.0%	9.1%	8.3%	6.3%	

(3) 休憩ができなかった理由（複数回答可）

理 由	全校種	校種別校種別（上位5位）			
	割合	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
児童生徒への指導	①25.8%	①25.1%	②21.5%	②20.5%	①37.2%
授業準備、片付け	②24.7%	②23.7%	①22.4%	①29.6%	②25.9%
校務分掌業務	③13.0%	④11.6%	③15.0%	③15.6%	③11.7%
学習評価（採点含）	④ 8.1%	③13.0%	④ 6.9%	⑤ 5.9%	
学級等事務（文書作成、会計等）	⑤ 7.1%	⑤ 7.7%			④ 8.1%
会議、打合せ、研修（準備含）	⑥ 5.7%				⑤ 5.6%
行事等の対応	⑦ 5.0%				
保護者を含む外部への対応	⑧ 4.5%				
部活動に関する業務	⑨ 3.1%		⑤ 6.8%	④ 8.6%	
その他	⑩ 3.0%				

(注)「%」は全回答に占める割合。丸数字は、全校種又は当該校種での順位

(4) 休憩時間の取得状況とワーク・ライフ・バランス（R5）の回答との関係



#### 4 持ち帰り仕事の状況について

##### (1) 全校種、校種別の持ち帰り仕事の有無

7日間における 1日以上持ち帰り 仕事の実施状況	全校種		校種別			
	人数	割合	小学校	中学校	高等 学校	特別支 援学校
行った	532	53.8%	59.6%	52.7%	47.4%	52.7%
行っていない	457	46.2%	40.4%	47.3%	52.6%	47.3%
計	989	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

##### (2) 持ち帰り仕事を1日以上「行った」と回答した職別の割合

職別	校長	副校長・教頭	主幹教諭	教諭・講師	養護教諭等
割合	27.3%	31.8%	53.8%	62.8%	18.6%
職別	栄養教諭等	事務職員	寄宿舎指導員等	実習助手等	
割合	50.0%	17.8%	0%	6.3%	

##### (3) 持ち帰り仕事を行った日数と時間

校 種	実施平均日数	1回あたりの平均実施時間		
			勤務日	週休日・休日
小学校	3.9日	86.4分	70.9分	127.1分
中学校	3.6日	97.1分	75.0分	139.2分
高等学校	3.2日	90.7分	72.4分	133.3分
特別支援学校	3.0日	77.6分	64.8分	104.9分
全校種	3.4日	87.8分	70.8分	126.4分

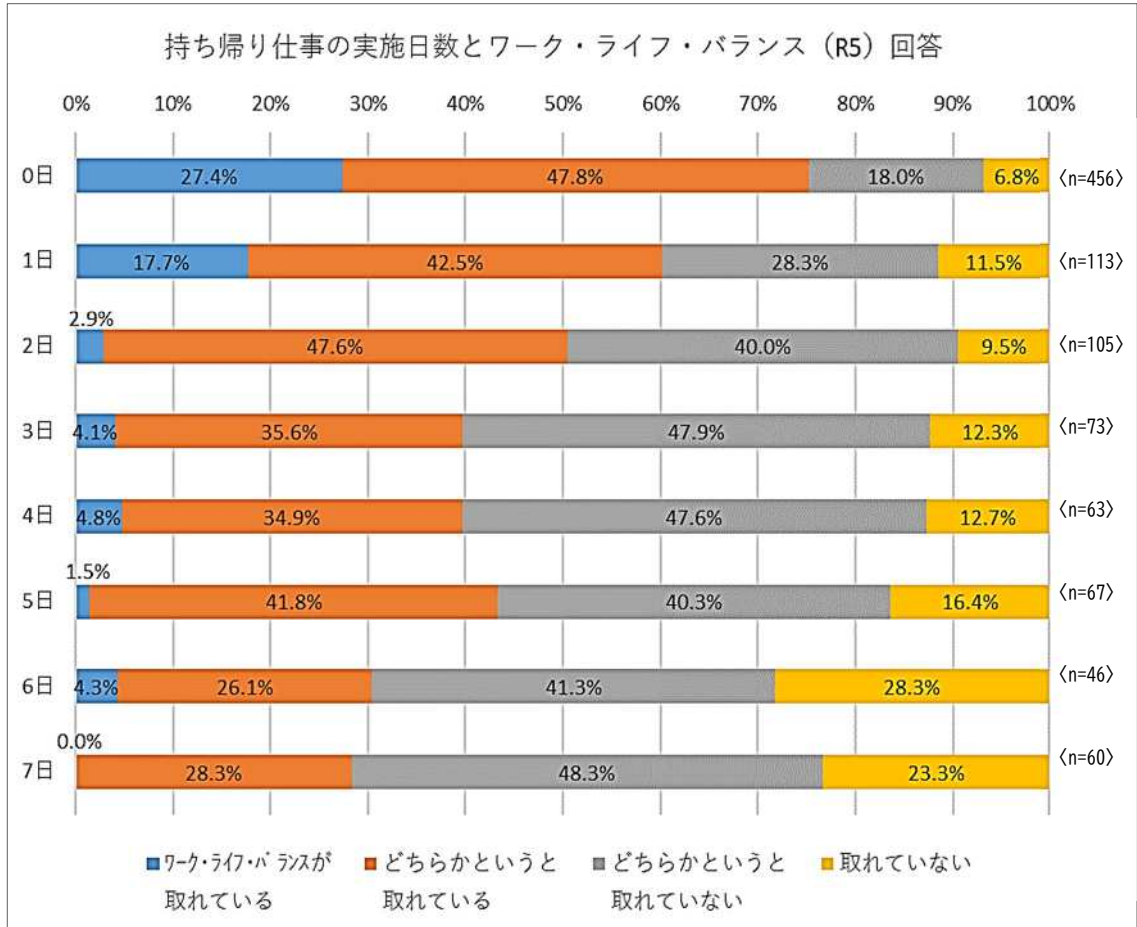
(注) 平均実施時間は、回答の中間値を実施時間とみなして算定(例:「30分以上1時間未満」と回答した場合、実施時間を45分として算定)

##### (4) 持ち帰り仕事の内容(全校種、校種別)

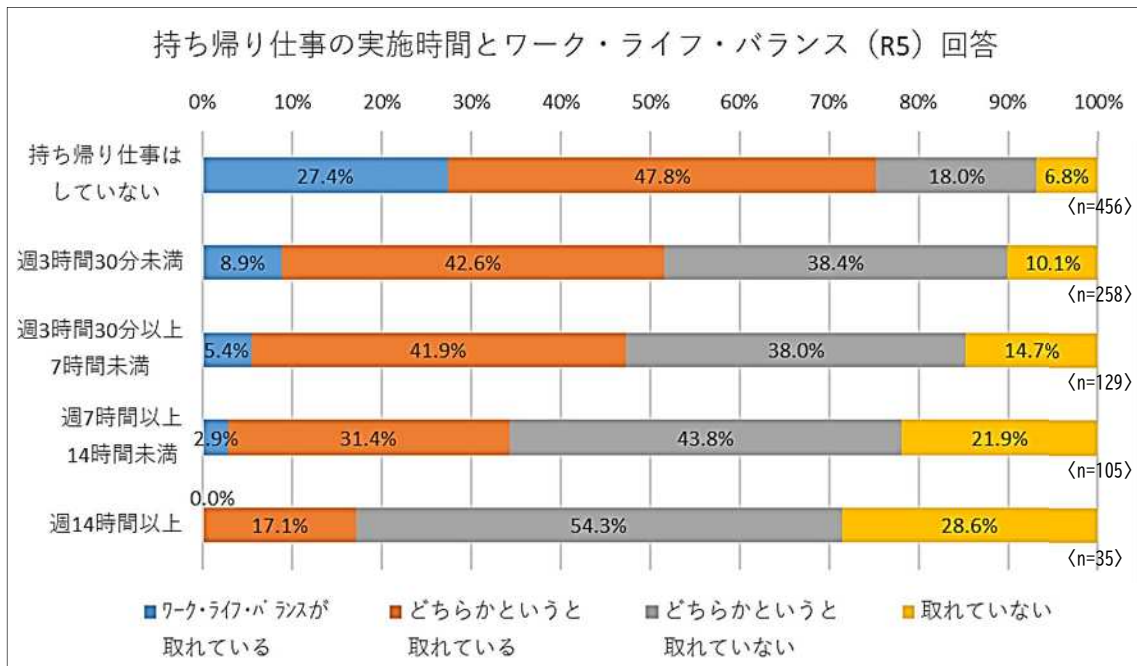
内容	回答数	割合
授業の準備に関すること	1346	50.9%
授業の整理・評価に関すること	395	15.0%
校務分掌に関すること	363	13.7%
生徒指導、児童生徒支援に関すること	123	4.7%
部活動に関すること	117	4.4%
校内研修に関すること	81	3.1%
その他	218	8.2%

(5) 持ち帰り仕事の状況とワーク・ライフ・バランス (R5) の回答との関係

① 持ち帰り仕事を行った日数とワーク・ライフ・バランスの関係



② 持ち帰り仕事の実施時間とワーク・ライフ・バランスの関係



## 5 働き方改革の推進

聖域なき働き方改革により、教員の時間外勤務の削減と児童生徒に向き合う時間の確保を推進

### (1) 教員しかできない業務における働き方改革

- ① 内容が盛りだくさんとなっている学習指導要領の見直しについて国へ要望
  - ② 島根県単独でできることとして、ふるさと教育の運用の見直し
    - ・ 全体計画や一覧表など、小中9年間の体系点検による活動の精選を促進
    - ・ 交付金の交付条件を緩和する方向で検討中
- ※ 令和5年12月22日(金)の市町村教育長会議において、ふるさと教育の点検をすることについて、全市町村の教育長の合意を得た

### (2) サポート人材の確保

- ① 児童生徒支援、特別支援対応
  - ・ 非常勤講師(にこにこサポート(小学校通常の学級、小中学校特別支援学級)、中学校クラスサポート、学びいきいきサポート)
  - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ② 校務分掌業務、校務に係る事務作業(会計、文書作成等)
  - ・ スクール・サポート・スタッフ(市町村立学校)、学校アシスタント(県立学校)
- ③ 部活動に係る業務
  - ・ 部活動指導員、地域指導者
- ④ 教員欠員対応
  - ・ 緊急対応非常勤講師、緊急校務支援員
- ⑤ 困難事案等への対応(保護者等の過剰要求対応、他機関との連携支援対応等)
  - ・ スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

### (3) 外部委託の推進

- ・ 除雪、プール管理、草刈り・剪定等の業務について外部委託を推進

### (4) 県教育委員会による調査・照会の見直し

- ・ 今年度、現行調査・照会について総点検し、来年度に向け見直しの実施中

### (5) 行政・保護者・地域を巻き込んだ働き方改革の機運醸成

- ・ 令和5年12月22日(金)、県と19市町村の教育長による「共同メッセージ」を发出

## 6 来年度の予定

1年後を目途に、同じ学校で経過を調査予定(在校での時間外勤務や部活動指導の有無と持ち帰り仕事の関係についても併せて調査する予定)



## 教職員の働き方改革「共同メッセージ」について

### 1 趣旨・経緯

- ・ 県教育委員会では、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定。令和元年度から3年度までを重点取組期間として、同プランを保護者・地域住民にも周知するとともに、市町村教育委員会と連携を図りながら働き方改革を推進
- ・ これまでの取組（意識改革と工夫改善）によって、同プラン策定前に比べて時間外勤務時間が約4割減少するなど改善は見られるものの、未だ長時間勤務の実態がある。また、年次有給休暇の取得やワーク・ライフ・バランスが取れているという意識についても、目標値に至っていない状況
- ・ こうした状況の中、同プランの策定から約5年が経過したことも踏まえ、保護者・地域住民をはじめ広く県民に対して、改めて、教職員の働き方改革について理解と協力を求めるため、「共同メッセージ」を発表

### 2 内容

- ・ 「共同メッセージ」（別紙1）の内容や表現、体裁については、県教育委員会と市町村教育委員会とで検討を重ねながら作成
- ・ 令和5年12月22日（金）の「教職員の働き方改革『共同メッセージ』に関する会合」において、全19市町村教育委員会教育長が共同メッセージ発表に賛同

### 3 発表後の対応等

- ・ 「共同メッセージ」を、12月23日（土）付け山陰中央新報18頁に全面広告（「考える県政」）掲載
- ・ 各県立学校長に対して「共同メッセージ」発表を通知（市町村立学校については各市町村教育委員会に対応）
- ・ 県教育委員会ホームページへの掲載に加え、「しまねの先生ナビ（教員採用情報ポータルサイト）」への掲載など教員募集の広報活動にも活用予定

#### （参考）各教育長の決意表明

- ・ 会合において、各教育長が今後の働き方改革に関する決意表明を実施。それぞれの概要は別紙2のとおり

誰もが、誰かの、  
たからもの。

# 教職員の「働き方改革」に ご理解・ご協力をお願いいたします。

教職員には、  
豊かな人間性や使命感、教育的愛情といった資質を胸に抱き、  
子どもたちのために全力を尽くす責任があります。  
そして、その責任を全うするため、教職員の心身の健康は不可欠です。

一方、教職員の働き方の状況を見ると、  
改善途上にあるものの、今なお長時間の時間外勤務が発生しており、  
若手の中途退職も増えています。  
さらに、小学校を中心に、配置すべき数の教職員を  
確保できない事態も生じています。

「働き方改革」によって、こうした状況を打開するとともに、  
生み出した時間を使って、  
前の授業を踏まえた次の授業の準備や  
プリント等の添削、個別の学習支援、教育相談など、  
子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合える  
環境をつくりたいと思っています。

このため、  
県・市町村が協力して「働き方改革」に取り組みますので、  
何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)



**学校へのお電話は、  
緊急時を除き、  
可能な限り勤務時間内  
に  
お願いします。**

教職員の勤務時間は、学校によって異なり  
ますが、概ね午前8時頃から午後5時  
頃までです。

なお、学校からの電話連絡は保護者さまに  
連絡が取れる時間に行うことがあります。



**登下校については、引き  
続き、ご家庭・地域での  
見守りにご協力を  
お願いします。**

子どもたちの安全な登下校のため、  
引き続き、皆さまのご協力をお願いします。  
また、校外生活についてもご家庭での  
ご指導をお願いします。



**地域・学校の連携を推進する  
ためにも、学校へ参加を求める  
会合・行事のうち可能なもの  
については、平日・勤務時間内の  
開催もご検討ください。**

学校によっては、学校が開催する会合につ  
いても、参加者誰もが参加しやすい時間・  
方法の工夫を進めます。

島根県教育委員会教育長  
大田市教育委員会教育長  
飯南町教育委員会教育長  
吉賀町教育委員会教育長

松江市教育委員会教育長  
安来市教育委員会教育長  
川本町教育委員会教育長  
海士町教育委員会教育長

浜田市教育委員会教育長  
江津市教育委員会教育長  
美郷町教育委員会教育長  
西ノ島町教育委員会教育長

出雲市教育委員会教育長  
雲南市教育委員会教育長  
邑南町教育委員会教育長  
知夫村教育委員会教育長

益田市教育委員会教育長  
奥出雲町教育委員会教育長  
津和野町教育委員会教育長  
隠岐の島町教育委員会教育長

令和5年12月22日 共同メッセージ 於・島根県民会館

お問い合わせ：島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6671

## 各教育長の決意表明

松江市	教職員が、小中9年間の学びの体系を捉え、業務に専念できる環境を作る。留守番電話の全校導入を進める。
浜田市	来年度から、浜田地域の3市3町で校務支援システムを共同導入する。地域とともに子どもたちを育てていく、というメッセージを発信したい。
出雲市	留守番電話の全校導入を現在検討中。協力いただいている地域住民や保護者の皆様への感謝の気持ちを持ちながら、働き方改革を進める。
益田市	任命権者（県教育委員会）と服務監督権者（市町村教育委員会）が一致団結して改革することが重要。できることからすぐ取り組んでいく。
大田市	県の働き方改革チャレンジ校の実践を市全校で共有。校務支援システムの導入。働き方改革や部活動地域移行をテーマに校長会・学校運営協議会で協議。
安来市	市内の学校は県の働き方改革モデル指定校となっており、改革を推進中。校務支援システムも導入。教職員が自信と誇りを持って働ける環境を作る。
江津市	教職員には、子どもたちの将来に関わる当事者意識の醸成が必要。今回のメッセージについて、地域とキャンペーンを組んで広げていく。
雲南市	教職員が負担となる調査について、内容の見直しやデジタル化が必要。今後も、市長部局によって学校の除雪を実施する等、市を挙げて学校を支える。
奥出雲町	本町においては部活動の地域移行を進めているところである。今後も町を挙げて働き方改革を推進していく。
飯南町	「笑顔あふれるまち」という町のスローガンの実現のため、コミュニティ・スクールの導入など、地域ぐるみで働き方改革を進めていく。
川本町	町単独でサポート人材を配置しており、事務担当者会で実現した業務改善もある。今後も教職員が笑顔で働けるように取組を進めていく。
美郷町	町内の校長と共に業務改善を進めている。町の強みである ICT や今年度から導入したコミュニティ・スクールも働き方改革に生かしていく。
邑南町	今朝、子どもが先生に笑顔であいさつする姿を見たが、こうした姿が教育の原点。本町でも、通知表を年3回から2回にするなど改革を進めていく。
津和野町	小学校で時程を見直したところ、40分の時間が生まれ、教職員が子どもの話をする時間が増えた。教職員が夢や目標をもって働けるように取り組む。
吉賀町	町単独でサポート人材の配置を行っている。県主導での共同メッセージの取りまとめはありがたく、現在、町独自のメッセージ発出を検討中。
海士町	家庭や地域の理解を得るには、大人同士の共感や、質の高い授業実践、自己研鑽等が肝要。今後も家庭や地域の理解を得られる働き方改革を進める。
西ノ島町	県の働き方改革挑戦校の指定を受けたり、町単独でのサポート人材配置を行ったりしている。今回の共同メッセージは各家庭・地域に発信していきたい。
知夫村	村内には1小中学校しかなく、校舎には教育委員会も同居し、細やかに連携している。この強みを生かし、働き方改革を推進していく。
隠岐の島町	町単独でのサポート人材の配置を行っている。今後も、学校が工夫して取り組むことを町教育委員会として支援していく。
島根県	県立学校の働き方改革を進めることはもちろん、本日の共同メッセージを教員募集広報で積極的に活用し、教員志望者に対して、家庭・地域も巻き込んで働き方改革を進める本県の姿をPRしていく。

## 令和7年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて

### 1 基本方針

- (1) 近年の受験者減少・受験倍率低下に対応して、適切な資質能力を有する受験者をより多く確保する。
- (2) 30～40歳代の中堅層の不足等を踏まえ、即戦力となる人材を確保する。
- (3) 地域に根ざした教育を推進する者やスポーツに秀でた者を対象とした特別枠での選考を実施するとともに、社会人を対象とした募集区分を拡大するなど、多様な価値観・実績等をもった人材を確保する。

### 2 見直しの内容等 ※下線は追加・変更部分

#### (1) 特別枠での選考試験

##### ① 島根創生特別枠

〔対象者〕 次のア～オのすべての要件を満たす者

ア 島根大学教育学部（教職大学院を含む）または島根県立大学人間文化学部在籍の学生

イ 島根県内の国公立高等学校等出身者（松江高専出身者を含む）

ウ 大学の学長から推薦を受けた者

エ 島根県公立学校教員を第1志望とする者

オ 令和7年4月1日から島根県公立学校教員として勤務できる者

〔対象区分〕 小学校、中学校（全教科）、特別支援学校（小学部）

〔試験内容〕 第1次試験：論述試験、第2次試験：個人面接、実技試験（音楽、美術受験者のみ）

##### ② 「島根かみあり国スポ」競技力向上枠

〔対象者〕 次のア、イのいずれかの要件を満たす者

ア 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者

イ 全国規模の競技会等において4位以上の成績を取めた競技者またはその指導者

〔募集競技〕 国スポ正式競技のうち、緊急に教員での人材確保を図る必要があるもの

※具体的な競技名は募集要項発表までに決定

〔対象区分〕 中学校・高等学校・特別支援学校の保健体育

〔試験内容〕 第1次試験：論述試験、第2次試験：個人面接、実技試験

#### (2) 第1次試験免除及び加点の特例（主なもの）

経験等による能力実証及び人材確保等の観点から、第1次試験の免除及び第1次試験への加点を行う。

##### ① 第1次試験の全免除（次のア～ウのいずれかの者が対象）

ア 県外の国公立学校で正規教員として1年以上勤務している者（現職）

〔対象区分〕 小学校、中学校、特別支援学校

イ 前年度の本県採用試験（第2次試験）の「個人面接試験」がA評価だった者

ウ 前年度の本県採用試験の「繰り上げ候補」で名簿登載にならなかった者

##### ② 第1次試験の一部免除（論述試験のみ実施）及び加点（次のア～ウのいずれかの者が対象）

ア 県内外の国公立学校において、常勤の講師等として出願時に通算1年以上勤務している者（現職）で、前年度の本県採用試験の第1次試験合格者（第2次試験受験対象者）

イ 石見・隠岐地域限定受験者のうち、次の(i)～(iii)をすべて満たす者

(i) 出願時に石見・隠岐地域の公立学校に常勤の講師等として勤務している者（現職）

(ii) 石見・隠岐地域の公立学校で常勤の講師等として通算1年以上の勤務経験がある者

(iii) 出願時の勤務校が所在する市町村教育委員会の教育長から推薦を受けた者

〔対象区分〕 小学校、中学校

ウ 過去に県内外の国公立学校で正規教員として3年以上勤務していた者（過去正規教員）

〔対象区分〕 小学校、中学校、特別支援学校

③ 第1次試験への加点

- ア 県外の国公立学校で正規教員として1年以上勤務している者（現職）  
 [対象区分] 高等学校、養護教諭、栄養教諭
- イ 過去に県内外の国公立学校で正規教員として3年以上勤務していた者（過去正規教員）  
 [対象区分] 高等学校、養護教諭、栄養教諭
- ウ 県内外の国公立学校において、常勤・非常勤の講師等として出願時に通算1年以上勤務している者（現職）  
 ※ 前頁②-アの対象者を除く。  
 ※ 加点の点数は常勤講師と非常勤講師で異なる。
- エ 大学等卒業後から継続して3～10年間、民間企業等に勤務している者（出願する校種・教科の免許状所有者に限る）
- オ 島根かみあり国スポに向けた指導者等への加点 ※前頁(1)-②の対象者を除く。  
 [対象者] 次の(i)・(ii)のいずれかの者が対象  
 (i) 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者  
 (ii) 全国規模の競技会等において8位以上の成績を収めた競技者またはその指導者  
 ※ 加点の点数は日本代表・全国4位以上と全国5～8位で異なる。  
 [対象競技] 島根かみあり国スポの正式競技  
 [対象区分] 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

(3) 出願要件等の変更

① 中学校「社会人を対象とした選考（特別免許状による採用）」の新設

[出願要件] 次のア及びイの要件を満たす者

- ア 学士若しくは短期大学士の学位を取得した者  
 イ 出願する教科の中学校教諭普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験を概ね3年以上有する者  
 [対象教科] 技術、家庭、美術、英語

② 併願制度の出願校種等の追加

以下のア～カを第1志望とする者は、第2志望の校種・教科の普通免許状を有する場合（取得見込を含む）、併願を可能とする。

	第1志望	第2志望
ア	中学校教諭（全教科）	小学校教諭
イ	中学校教諭（技術・家庭以外）	中学校教諭（技術・家庭）
ウ	<u>高等学校教諭（全教科）</u>	<u>小学校教諭</u>
エ	高等学校教諭（情報以外）	高等学校教諭（情報）
オ	<u>高等学校教諭（全教科）</u>	<u>特別支援学校教諭（中・高等部）</u>
カ	<u>特別支援学校教諭（中・高等部）</u>	<u>特別支援学校教諭（小学部）</u>

※併願者は第1志望の試験に加え、第2志望の専門試験（筆記試験・面接試験）の受験が必要

(4) 受験機会の確保

- ① 第1次試験（筆記試験）における県外会場に福岡会場を追加（大阪・東京会場は継続）  
 ② 第2次試験（面接試験）における大阪・東京会場の設定（小学校のみ）〔継続〕  
 ③ 第2次試験における追試験〔継続〕

新型コロナウイルス感染や災害などやむを得ない事情により受験できなかった者が対象

※ 文科省が提示した大学3年生でも受験できる試験制度（筆記試験の一部受験）は実施しない。

## (5) 特別選考試験（出願要件変更を含む）

即戦力となる人材を早期に確保するために、5月上旬の連休中に特別選考試験を実施（試験は面接のみ）。

〔対象者〕次の①、②のいずれかの要件を満たす者

- ① 県外の国公立学校に正規教員として3年以上勤務している者（現職）
- ② 過去10年以内に、県内外の国公立学校で正規教員として通算3年以上勤務していた者（過去正規教員）

〔対象区分〕小学校、中学校（全教科）、高等学校（情報、農業、工業、商業、水産）、特別支援学校（全学部）

※人材不足が生じている区分に限定

## 3 試験日程

### (1) 特別選考試験

3月1日（金）	募集要項「特別選考」発表
3月上旬～4月上旬	出願期間
5月4日（土・祝）	特別選考試験（面接試験）
5月17日（金）	合格発表

### (2) 一般選考試験

4月5日（金）	募集要項「一般選考」発表
4月中旬～5月下旬	出願期間
7月6日（土）	第1次試験（筆記試験：教職教養・専門教養・論述試験）
7月24日（水）	第1次試験合格発表
8月17日（土） ～8月28日（水）	第2次試験（面接試験・実技試験）
9月8日（日）	第2次試験の追試験（面接試験・実技試験）
9月27日（金）	第2次試験合格発表

## 4 会場

(1) 特別選考試験 島根県職員会館 ※県外会場なし

(2) 一般選考試験

〔第1次試験〕	松江会場：くにびきメッセ、島根県教育センター・自治研修所 大阪会場：JEC 日本研修センター江坂（予定） 東京会場：都道府県会館（予定） <u>福岡会場：TKP 博多駅筑紫ロビジネスセンター（予定）</u>
〔第2次試験〕	松江会場：島根県教育センター・自治研修所、島根県職員会館 松江農林高等学校【実技試験】 大阪会場：新大阪丸ビル新館（予定） 東京会場：都道府県会館（予定）

## 5 募集人数

概ね前年度並みで平年と比べて多い募集人数とする予定

（前年度募集人数 小150、中90、高38、特25、養10、栄1、障がいのある方を対象とした選考3 計317人）

## 教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けた総合対策について

### 1 策定の趣旨

教職員等による児童生徒性暴力等については、本県においても深刻な事案が発生している。令和4年4月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、教育職員等による性暴力等に関する総合的な規定が整備されたことを受け、教職員等による児童生徒性暴力等の根絶のための総合的な対策を策定し、様々な角度から取組を行っていく。

### 2 総合対策について

#### (1) 検討の状況

児童生徒性暴力等対策連絡協議会（令和5年2月設置）において総合対策についての検討を実施

#### 【主な議題】

- 第1回会議（令和5年3月） 近年における事案の発生状況  
児童生徒性暴力等の防止対策の主な論点  
各組織の取組状況について
- 第2回会議（令和5年7月） 児童生徒性暴力等の防止対策項目について
- 第3回会議（令和5年10月） 児童生徒性暴力の総合対策（案）について

#### 【主な意見】

- ・ 教職員研修の内容充実や、禁止事項についての再確認の徹底が必要
- ・ 未然防止のため児童生徒等へアンケート調査を実施してはどうか
- ・ 校内での相談窓口（体制、教育相談など）についての周知が必要
- ・ 盗撮等が行われないような校内環境の整備が必要
- ・ 警察との連携強化や情報共有が大切
- ・ 事案（疑いを含む）発生時、児童生徒等への聞き取りについて配慮が必要

#### (2) 総合対策の内容

別冊「教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けてく島根県教育委員会の総合対策」のとおり

【概要】 未然防止、早期発見、早期対処、厳正な処分等の4つの観点から取組について記載

- ① 未然防止 教職員等、児童生徒等に対する啓発、校内体制・環境の整備、新規採用・任用に当たっての対応
- ② 早期発見 定期的なアンケート調査や相談等の実施、相談（通報）窓口の整備と周知
- ③ 早期対処 事案認知（疑いも含む）の通報、事案の調査、児童生徒等の保護・支援、児童生徒性暴力等を行った疑いのある教職員等への措置、県教育委員会による調査、警察との連携
- ④ 厳正な処分等 懲戒処分、教育職員免許状再授与審査会の設置

### 3 今後の対応について

- ・ 総合対策について教育庁各課、県立学校、各教育機関、市町村教育委員会及び関係機関に周知し、取組を進める。
- ・ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会において取組状況等について情報共有を図る。

島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会（R5 構成機関一覧）

No	機関及び団体	役職	氏名	備考
1	島根県教育庁	教育監	柿本 章	
2	〃 学校企画課	課長	岡田 健裕	
3	〃 教育指導課	課長	小林 努	
4	〃 教育指導課(子ども安全支援室)	室長	高倉 信明	
5	〃 特別支援教育課	課長	八束 政義	
6	〃 保健体育課	課長	徳永 恵美	
7	〃 人権同和教育課	課長	山崎 秀雄	
8	松江教育事務所	所長	川上 諭	
9	島根県教育センター	所長	大場 尚樹	
10	島根県総務部総務課（私学・県立大学室）	室長	井上 修	
11	〃 健康福祉部子ども・子育て支援課	課長	山口 勇	
12	〃 警察本部生活安全部少年女性対策課	課長（警視）	岩垣 善保	
13	島根県市町村教育委員会連合会	会長	杉谷 学	
14	島根県公立高等学校長協会	会長	木原 和典	
15	島根県特別支援学校長会	会長	妹尾 貴巳	
16	島根県中学校長会	会長	池田 浩	
17	島根県小学校長会	会長	玉木 康之	
18	島根県国公立幼稚園・こども園長会	会長	金山 由美子	
19	島根県私立中学高等学校連盟	会長	水谷 厚志	
20	島根県保育協議会	会長	堀江 泰誠	オブザーバー



## 江津地域の今後の県立高校の在り方について

### 1 これまでの経緯

6月議会	「基本的な方針（案）」を説明
6月30日	江津市説明（市長・副市長・教育長）
7月5日	江津高校関係者説明会
11日	江津工業高校関係者説明会
15日	地域説明会
8月9日	島根県総合教育審議会への諮問
上旬	産業界（商工会議所・商工会）からの意見聴取
9月13日	第2回島根県総合教育審議会
10月6日	第3回島根県総合教育審議会
17日	第4回島根県総合教育審議会
19日	島根県総合教育審議会からの答申
24日	パブリックコメント（11月23日まで）
12月26日	教育委員会会議で議決

### 2 基本的な方針

- ・ 江津地域の子どもたちの進路の選択肢の確保と、教育活動の充実を最優先に考え検討
- ・ 江津高校と江津工業高校を統合し、1学年120人規模の新たな魅力ある高校を設置
- ・ 江津高校が築いてきた地域連携による進学を念頭においた学びを継承
- ・ 江津工業高校の伝統を生かすとともに、県西部の工業教育へのニーズに対応できるように、工業教育の更なる魅力化を検討
- ・ 学科名、コース名、教育の具体的な内容については、地域の意見を丁寧に聴取しながら検討
- ・ 地域や地元教育機関等と連携し、探究的な学びを生かした魅力ある教育を展開
- ・ 工業教育の実習施設・設備が必要であることから、新設校は江津工業高校の場所を念頭
- ・ 開校する時期は、教育課程の検討と、それを踏まえた施設整備のため、令和10年度前後を想定
- ・ 開校までの間、または開校後であっても、地域や社会のニーズを捉え、時代にあった魅力ある学びとなるよう柔軟に対応し、必要があれば方針等を見直す

### <新設校のイメージ>

想定される学び		1学年当たりの学級数	
進学を念頭に置いた 普通科系の学び	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進学をめざすコース(文・理)</li> <li>・ 地域課題を探究し進学をめざすコース</li> <li>・ 看護・栄養・保育などの資格職をめざす進学コース</li> </ul>	2学級 (60)	2学科 4学級 (120)
工業科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械系</li> <li>・ 電気系</li> <li>・ 建築土木系</li> </ul>	2学級 (60)	

### 3 今後のスケジュール

令和6年2月 新設校開校準備委員会設置 (別紙)

## 新設校開校準備委員会の設置について

### 1 目的

新設校の開校準備に関する業務を適切に行うために新設校開校準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

### 2 開校までのスケジュール(目安)

年度		R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	
		I 期 (教育内容、施設整備について検討)			II 期 (校内体制検討、施設整備)			
開 校 準 備	学 校		準備委員会設置・開校準備				生徒募集 入学者選抜	開校
	県 教 委 事 務 局		施設整備の基本構想・基本設計、実施設計・工事					
			関係機関との調整					

### 3 準備委員会の概要

#### (1) 検討事項

- ① 新設校の学校運営の基本方針に関すること
- ② 新設校への円滑な移行に関すること
- ③ 新設校の開校に必要な調査及び情報収集に関すること
- ④ 新設校の施設及び設備等に関すること
- ⑤ 関係機関との連絡調整に関すること

#### (2) 構成

##### ① 本会議

上記(1)について検討

<構成員>

- ・ 学校関係：江津高校及び江津工業高校の学校長、事務長、教頭、主幹教諭
- ・ 教育庁：教育施設課長、教育指導課長、保健体育課長、社会教育課長
- ・ 事務局：学校企画課長、県立学校改革推進室長
- ・ オブザーバー：GO▶GOTSU コンソーシアム、両校学校運営協議会

##### ② 開校プロジェクトチーム

個別事項を検討し企画立案

<構成員>

- ・ 江津高校、江津工業高校の教職員のうち、それぞれの学校長が選任した者。ただし、必要に応じて両校教職員から適宜加えることができる。  
(両校の教頭は、開校プロジェクトチームの会務を総括し、本会議との連絡調整にあたる)

### 4 設置の時期

令和6年2月

## 令和6年3月高校卒業予定者の就職内定状況（12月）について

（県立、市立、私立の全日制、定時制）

### 1 就職内定状況の年度別推移

年度	卒業予定者数(人)	就職希望者数(人)			就職希望者の割合	就職内定者数(人)			内定率	就職未内定者数(人)		
		県内	県外	小計		県内	県外	小計		県内	県外	小計
R元	5,973	1,124	348	1,472	24.6%	1,058	339	1,397	94.9%	66	9	75
R2	5,850	986	280	1,266	21.6%	965	272	1,237	97.7%	21	8	29
R3	5,596	909	238	1,147	20.5%	866	220	1,086	94.7%	43	18	61
R4	5,537	882	233	1,115	20.1%	830	221	1,051	94.3%	52	12	64
R5	5,271	885	192	1,077	20.4%	847	182	1,029	95.5%	38	10	48

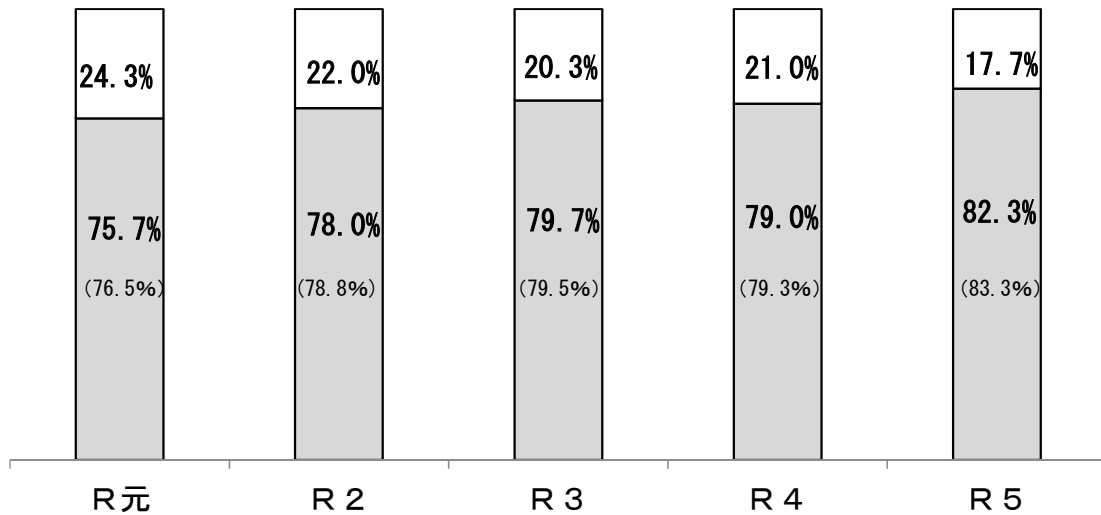
注1：令和元年度、3年度、4年度の数値は、12月末日現在

注2：令和2年度の数値は、1月末日現在

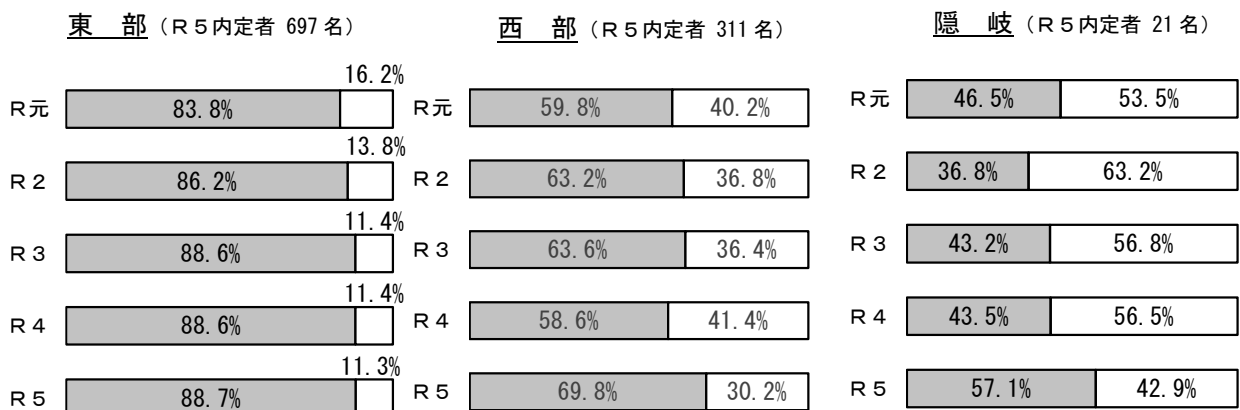
注3：令和5年度の数値は、12月25日現在

### 2 就職内定者の県内、県外の割合（ 県内 県外）

（ ）は県立高校における割合



### 3 就職内定者の高校所在地域別の県内、県外の割合（ 県内 県外）



## 中高生の全国スポーツ大会等での活躍について

### 1. 高校生

No.	大会名	種目	選手・学校名		成績
1	第55回全国高等学校選抜ホッケー大会 (12月23日～27日／山梨)	男子	横田高校		優勝
2		女子	横田高校		3位
3	第19回日本カヌースプリントジュニア ・ジュニアユース小松大会 (9月5日～10日／石川)	男子C1 200m	石原里海	出雲農林高校	4位
4			立花賢太郎	出雲農林高校	5位
5		男子C1 500m	石原里海	出雲農林高校	2位
6			立花賢太郎	出雲農林高校	5位
7			飛田統羽	出雲農林高校	7位
8		男子C1 1000m	飛田統羽	出雲農林高校	優勝
9			石原里海	出雲農林高校	3位
10			立花賢太郎	出雲農林高校	4位
11		男子C2 500m	飛田統羽・立花賢太郎		優勝
12		男子C2 1000m	飛田統羽・立花賢太郎		優勝
13		女子K1 200m	多々納真桜	出雲農林高校	6位
14		女子K1 500m	多々納真桜	出雲農林高校	5位
15		女子K1 1000m	多々納真桜	出雲農林高校	2位
16			松尾夏帆子	出雲農林高校	7位
17		女子K2 500m	多々納真桜・松尾夏帆子		3位
18	文部科学大臣杯2023年度日本カヌースプリントジュニア選手権大会 (8月17日～22日／山梨)	男子K1 200m	植出土虎	島根中央高校	優勝
19			河野賢晃	島根中央高校	2位
20			兒島生知	島根中央高校	3位
21			吉村颯人	島根中央高校	7位
22		男子K1 500m	吉村颯人	島根中央高校	優勝
23			植出土虎	島根中央高校	2位
24			兒島生知	島根中央高校	3位
25			松本貢輝 <sup>ブライアン</sup>	島根中央高校	4位
26			河野賢晃	島根中央高校	7位
27			品川漣	島根中央高校	8位
28		男子K2 200m	植出土虎・松本貢輝 <sup>ブライアン</sup>		優勝
29			河野賢晃・河野文晃		2位
30			品川漣・吉村颯人		3位
31	兒島生知・河村大樹		4位		

No.	大会名	種目	選手・学校名		成績
32	文部科学大臣杯2023年度日本カヌースプリントジュニア選手権大会 (8月17日～22日/山梨)	男子K2 500m	兒島生知・吉村颯人	島根中央高校	優勝
33			植出土虎・松本貢輝 <sup>ブライアン</sup>	島根中央高校	2位
34			河野賢晃・河野文晃	島根中央高校	3位
35			置名斗空・河村大樹	島根中央高校	6位
36		男子K4 200m	島根中央高校		優勝
37			島根中央高校		2位
38		男子K4 500m	島根中央高校		優勝
39			島根中央高校		2位
40		女子K1 200m	藤倉萌	島根中央高校	8位
41		女子K1 500m	藤倉萌	島根中央高校	5位
42		女子K2 200m	品川聖奈・宮本光姫	島根中央高校	3位
43		女子K2 200m	廣戸舞・多々納真桜	出雲農林高校	4位
44		女子K2 500m	廣戸舞・多々納真桜	出雲農林高校	4位
45		女子K4 200m	出雲農林高校		2位
46			島根中央高校		4位
47		女子K4 500m	島根中央高校		5位
48			出雲農林高校		7位
49		男子C1 200m	浦部輝	出雲農林高校	3位
50			宇田川樹生	島根中央高校	6位
51		男子C1 500m	岩坪耀豊	島根中央高校	4位
52			浦部輝	出雲農林高校	5位
53		男子C2 200m	磯田朔治・浦部輝	出雲農林高校	5位
54		男子C2 500m	飛田統羽・立花賢太郎	出雲農林高校	5位
55			磯田朔治・浦部輝	出雲農林高校	7位
56			宇田川樹生・岩坪耀豊	島根中央高校	8位
57		男子C4 200m	出雲農林高校		優勝
58		男子C4 500m	出雲農林高校		3位
59			島根中央高校		6位
60		女子C1 200m	植出乙倭	島根中央高校	3位
61		女子C1 500m	植出乙倭	島根中央高校	6位

## 2. 特別支援学校

No.	大会名	種目	選手・学校名		成績
1	第2回全国特別支援学校フットサル大会 (11月3日～4日/福岡)	男女混合	松江養護学校乃木校舎(高等部)		5位
2	第60回記念全国聾学校陸上競技大会 (9月30日～10月1日/埼玉)	一部女子100m	三島百合帆	松江ろう学校(高等部)	8位

## 島根県指定文化財の指定について

令和5年12月25日（月）に開催された島根県文化財保護審議会（会長 林良彦）において、下記の文化財を島根県指定文化財に指定するよう島根県教育委員会に答申があり、12月26日（火）の教育委員会会議において答申のとおり議決した。

### 1 島根県指定天然記念物の指定

- (1) 種別 天然記念物（動物）
- (2) 名称・員数 ニホンアシカ剥製標本 1体
- (3) 所在地 島根県松江市西川津町 1060
- (4) 所有者 国立大学法人 島根大学
- (5) 法量等 性別 オス 年齢 幼獣 体勢 伸展腹臥位 全長 1,413.0mm
- (6) 特徴

ニホンアシカは日本産<sup>ききやく</sup>鯨脚類8種の中で最も南に分布していた種で、本州沿岸で繁殖していた唯一の鯨脚類。かつては日本近海に広く分布していたが、1950年代に絶滅したとされている。

島根県内では、竹島や島根半島などで繁殖・分布が確認されている。なお、『出雲国風土記』では、嶋根郡と出雲郡に「等々島」の記載があり、8世紀にはすでに県内において多くのアシカが生息していたものと推測される。

対象のニホンアシカの剥製標本は、左前肢に「<sup>あしか</sup>海驢 明治十九年二月二十七日於出雲国嶋根郡美保関近海捕獲 牡 若 一名アシカ又ミチ」と記されており、1886年に美保関で捕獲されたニホンアシカであることがわかる。美保関で捕獲された後、島根師範学校で剥製標本として製作・保管され、その後、島根大学教育学部で保管、現在は同大学総合博物館で展示・保管されている。

#### (7) 指定の理由

ニホンアシカは既に絶滅したとされる動物であり、剥製標本は世界的にも貴重である。また、詳細な研究が行われる以前に絶滅しているため、学術的価値も高い。

本剥製標本は、美保関で捕獲された個体であり、かつ製作後一貫して保管されており、資料の来歴に不明な点がない。

捕獲場所や年代等も判明しており、島根県におけるニホンアシカの生息を示す上で貴重な文化財と位置づけられるため、県指定文化財として保護することが適当である。

#### (8) 指定の件数

今回の指定による県指定天然記念物の件数は38件

(9) ニホンアシカ剥製標本写真



写真① ニホンアシカ剥製標本（島根大学所蔵）



写真② 左前肢に張り付けられた墨書ラベル

## 2 島根県指定史跡の追加指定

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 史跡  |
| (2) 名称    | 山代郷南新造院跡（やましろうみなみしんぞういんあと）  |
| (3) 指定年月日 | 平成5年4月6日（当初指定）<br>平成29年1月24日（追加指定）  |
| (4) 所在地   | 既指定 松江市山代町字内堀 144 番 3 外<br>追加指定 松江市山代町字大畑 167 番 外 9 筆                                     |
| (5) 所有者   | 個人（追加指定部分）  |
| (6) 面積    | 既指定 2,456.92 m <sup>2</sup><br>追加指定 3,670.56 m <sup>2</sup><br>合計 6,127.48 m <sup>2</sup> |
| (7) 概要    |   |

山代郷南新造院跡は、『出雲国風土記』に「新造院」として記載された寺院跡である。昭和59年と62年に、県教育委員会の発掘調査により、奈良時代の金堂基壇や瓦、仏像の螺髪<sup>らほつ</sup>等を発見。風土記の記載と調査成果が合致する重要遺跡として、平成5年に県指定史跡として指定している。さらに、平成28年の発掘調査により、寺城南側の区画溝及び寺院に関わる建物跡を確認したため、平成29年に追加指定した。

以降、松江市による継続的な史跡指定地周辺の内容確認調査が実施されており、調査では、寺城南側の中央付近で寺院の門跡を確認したほか、寺城西側を区画する溝（南北溝）や、南新造院建立より古い時期の建物（前身建物群）を発見している。



(8) 追加指定の理由

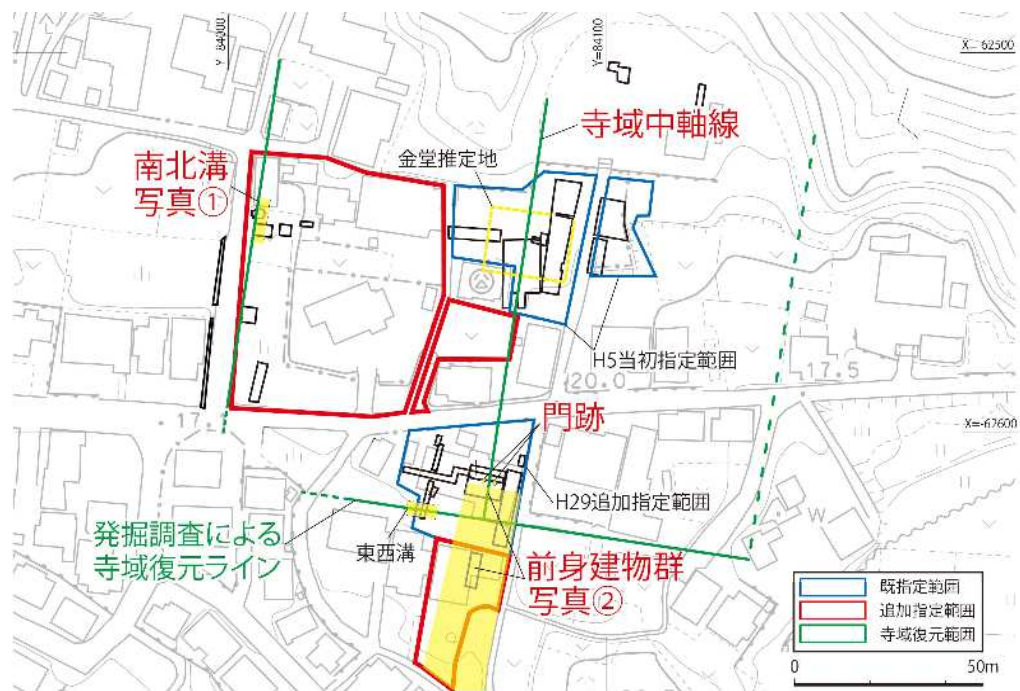
山代郷南新造院跡は、地方豪族が建立した寺院跡だと推定されていたものの、寺域や建立の過程については不明な点が多く存在していた。今回、新たな発掘調査により、寺域南側の中央に位置する門（門跡）を確認したことで寺域の中軸線が判明し、この中軸線と寺域西側の区画溝（南北溝）及び寺域南側の区画溝（東西溝）により寺域の復元が可能となった。また、東西溝付近で前身建物群を発見したことにより、新造院建立の経緯が明らかとなった。

このように、山代郷南新造院跡は寺域の範囲や寺院建立の過程が確認できる遺跡であり、地方寺院の成立や構造を理解する上で重要であることから、保護を図る必要がある。このため、寺域及び前身建物群の検出範囲の一部で条件の整った部分について追加指定する。

(9) 指定の件数

今回の指定による県指定史跡の件数は変更なし（59件）

(10) 山代郷南新造院跡指定範囲図



(11) 山代郷南新造院跡写真



写真① 寺域西側で検出した区画溝（南北溝）



写真② 検出した南新造院の前身建物群